

令和5年度 大学教育再生戦略推進費
地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に
係る取組支援事業
公募要領

令和5年3月
文部科学省

目 次

1. 背景・目的	1	6. プログラムの実施と評価等	9
(1) 背景	1	(1) 実施体制	9
(2) 目的	1	(2) 評価等	9
2. プログラムについて	1	(3) 成果の発信・普及	9
(1) 申請対象	2	7. 申請書等の提出	10
(2) 選定件数	2	(1) 提出方法	10
(3) 補助期間	3	(2) 留意事項	10
(4) プログラムの規模	3	8. 補助金の交付等	10
3. 申請資格・要件等	3	(1) 補助金の交付	10
(1) 申請者等	3	(2) 補助金の執行に関する留意事項 ..	11
(2) 申請可能件数	4	(3) 補助金における不正等への対応 ..	12
(3) 申請資格	4	9. その他	12
(4) 申請要件	5	(1) 学生等の安全確保	12
4. 申請書の作成	7	(2) プログラム情報の公表等	12
(1) 申請書等	7	(3) その他	13
(2) 指標の設定	7	10. 問合せ先等	13
(3) 資金計画	7	(1) 問合せ先	13
(4) その他	8	(2) スケジュール	13
5. 選定方法等	8	(別添 1：事業一覧)	14
(1) 審査手順	8	(別添 2：申請制限対象事業)	15
(2) 推進委員会による意見	9	(別添 3：経費の用途可能範囲)	16

令和5年度 大学教育再生戦略推進費¹
地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援事業
公募要領

1. 背景・目的

(1) 背景

近年、少子高齢化の進展等を背景に、薬剤師を取り巻く医療環境の著しい変化等により、薬学教育において地域の医療ニーズ（へき地医療、在宅医療等）への対応が求められています。

また、地域における薬剤師確保の観点から、薬学実務実習において学生の出身地で実習を受ける「ふるさと実習」の取組も関係団体の連携の基に実施されてきましたが、地域の実情に応じた更なる効果的な取組が求められているところです。

さらに、「6年制課程における薬学部教育の質の保証に関するとりまとめ」（令和4年8月 薬学系人材養成の在り方に関する検討会）においては、「薬剤師の地域偏在の解消にあたっては、大学と地方自治体等が連携して対応することが重要であり、（中略）地域に貢献する意欲のある学生を選抜し、卒後のキャリア形成とつなげていく必要がある。」、「国においても、（中略）大学と地方自治体等が連携する卒前・卒後の取組に対する支援を行う必要がある。」、「各大学における、在宅医療を含む地域医療や薬剤師の偏在（地域偏在や薬局薬剤師に比べて病院薬剤師が不足していること（業態偏在））等に関する教育プログラムの策定・実施を通して、薬剤師の果たす役割に関する教員及び学生の意識を醸成していくことも重要である。」と指摘されたところです。

こうした状況を踏まえ、地域の医療ニーズを踏まえた地域医療に関する薬学教育プログラムの構築・実施に取組み、地域の最新の医療ニーズを踏まえた高度な薬剤師を養成することが求められています。

(2) 目的

地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援事業（以下「プログラム」という。）では、地域の医療ニーズ（へき地医療、在宅医療等）を踏まえ、地域医療に関する教育プログラムの構築・実施を行うことを目的としています。

¹ 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

2. 対象となる事業について

(1) 新規公募事業の概要

本事業は、地域にとって必要な医療を提供することができる薬剤師を養成するために、都道府県等との連携の下、薬剤師養成課程である学部教育の初期段階から、学生が地域にとって必要な医療を志向するための動機づけや、資質能力の養成を図る実習・講義等の教育プログラムの開発・実施、地域医療実習の拡充を行う教育拠点を構築する取組を支援します。

(2) 事業要件

以下の要件を全て満たす事業を対象とします。

- ① 「(1) 新規公募事業の概要」を踏まえ、
 - ・ 地域医療に関心のある薬学生等を対象とした、地域にとって必要な医療を志向するための学部段階からの動機づけ・資質能力の育成を図る実習・講義等の教育プログラムを複数分野にわたる横断的なものとして新たに構築し、正規課程に位置付けるもの。(これまで実施していた教育プログラムを発展的に改変・拡充する場合を含む。)
 - ・ 地域医療に関心のある薬学生等を対象とした、入学後の早期より地域で求められる医療を提供する意識の涵養を促し、資質能力の向上を図るための実習を新たに構築し、正規課程に位置付けるもの。(これまで実施していた教育プログラムを発展的に改変・拡充する場合を含む。)
- ② 自治体、関係団体等との連携し、地域の医療ニーズを絶えず把握するとともに、地域での実習受入機関の拡充について協力を得られるもの。
- ③ 教育プログラムは、学部としての養成すべき人材像を明確にした上で、求められる資質や能力を涵養するために必要な教育内容を複数の科目等により体系的に編成し、効果的な教育を行うもの。また、受講者が受講しやすい環境整備にも配慮したもの。
- ④ 補助期間終了後も発展的かつ継続的な活動を行い、本事業により構築された人材養成プログラム等を他大学・他地域へ広く普及させるもの。そのために、都道府県との人材養成・卒後の研修に係る連携をこれまで以上に推進するなど、具体的な工夫や学修環境の整備が計画されているもの。

(2) 選定件数

4件程度。ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

(3) 補助期間

最大3年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではなく、毎年度の評価等結果にもよります。

(4) プログラムの規模

補助金基準額 : 8,000 千円 (初年度・年間)

- ① プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ プログラムの総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。
- ④ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑤ 補助期間終了後の継続的なプログラム実施を図る観点から、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

① 対象機関

国公立大学²のうち薬剤師養成課程の学部学科を置く大学を対象とします。

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、プログラムへの申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。複数大学が参加して実施するプログラム(以下、「連携プログラム」という。)の場合は、主となる1つの機関が代表校として申請することとします。

③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外の単位(学部、学科、研究科、専攻、専攻課程)で申請することはできません。

² 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校(学校法人が設置する学校に限る。)

④ 事業責任者

プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2) 申請可能件数

一つの大学が申請できる件数は代表校か否かに関わらず 1 件とします。

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、プログラムに申請できません。代表校のみならず、連携プログラムを実施する他の大学も対象となります。

(組織運営関係)

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の令和 5 年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の收容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程 (全学部)
收容定員 充足率	70%

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 再推費におけるプログラムのうち令和 4 年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添 2 のとおり。）
- vi) 再推費におけるプログラムのうち令和 4 年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添 2 のとおり。）

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
- viii) 大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 2 条第 1 号若しくは第 2 号のいずれかに該

当する者が設置する大学

- ix) 全学の収容定員充足率（設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和が、下記の表 1 に掲げる令和 2 年度から令和 5 年度の平均収容定員充足率又は令和 5 年度の収容定員充足率の基準を満たしていない大学（表 1 における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
- x) 設置する学部のうち、下記次の表 1 に掲げる令和 2 年度から令和 5 年度の平均収容定員充足率又は令和 5 年度の収容定員充足率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学
- ※ix) 及び x) については、従前の取扱いで要件を満たしていることをもって、今回の申請要件を満たすことができるものとする。

(表 1)

区分	大学				
	大学規模 (収容定員)	-	4,000 人以上		
学部規模 (入学定員)	-	300 人 以上	100 人 以上 300 人 未満	100 人 未満	
令和 2 年度 ～令和 5 年度 平均収容定員 充足率	-	1.15 倍 未満	1.20 倍 未満	1.25 倍 未満	1.25 倍 未満
令和 5 年度 収容定員 充足率	0.5 を上回る	1.05 倍 未満	1.10 倍 未満	1.15 倍 未満※	1.15 倍 未満

※大学規模（収容定員）が 8,000 人以上の場合は「1.15 倍未満」を「1.10 倍未満」と読み替える。

(4) 申請要件

プログラムへの申請を希望する大学は、以下に掲げる内容を、全学（※）において、令和 7 年 3 月までに確実に達成することが申請の要件となります。

※ i) については専攻科、別科、研究所、センター等を、ii) ～ vi) については大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く。

なお、申請の要件は申請時においても達成状況を確認するほか、上記の時期

に達成していないことが確認された場合は、以降の補助金を減額または打ち切るとともに大学名を公表することがあります。

(教育改革関係)

- i) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) CAP 制³の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP 制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること。）。
- iv) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されていること（各年度中に教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること。）。
- v) 成績評価において、GPA 制度⁴などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記等）を遵守していること。

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「指摘事項（是正）」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

(その他)

※「6年制課程における薬学部教育の質の保証に関するとりまとめ」（令和4年8月 薬学系人材養成の在り方に関する検討会）を踏まえ、薬学部における教学マネジメントの取組状況等により評価を上げる又は減じることがあります。

³ 単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

⁴ Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント（GP）で評価し、その平均を算出して評価を行う制度。

※本事業は、薬剤師の供給が需要を上回るという推計がなされている中において地域偏在への取組を推進する目的で実施するものであるため、既存の定員枠において地域の医療ニーズを踏まえた薬学教育プログラム構築等の取組を行う提案を対象としています。したがって、令和5年度以降に新設・定員増を予定している提案は対象となりません。

※本公募要領における地域とは、申請大学が設置されている都道府県のみならず、薬学部が設置されていない都道府県との連携を含むものである場合には評価を加点することがあります。

4. 申請書の作成

(1) 申請書等

『令和5年度大学教育再生戦略推進費「地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援事業」申請書等の作成に当たって』に基づき、公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

(2) 指標の設定

事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。その際、以下に記載する必須指標を設定してください。その際、プログラムの選定校と非選定校との比較が可能な指標を含められないか検討の上、可能な限り設定してください。

(アウトプットの評価指標)

- ・教育プログラムの開設数
- ・本事業で構築した教育プログラム等を履修した学生数
- ・本事業で構築した教育プログラムにおいて連携する実習受入機関数
- ・教材等の教育コンテンツの作成数

(アウトカムの評価指標)

- ・地域医療を志す学生の増加
 - ・教育プログラム等を終了後の人材のキャリア（修了者の大学、自治体等における具体的な就職状況 等）
 - ・事業成果の発信状況（ウェブサイト、シンポジウム、研究発表等における具体的な発信内容と成果の各大学等への波及状況等）
- その他、計画に基づき必要な任意指標を適宜設定してください。

(3) 資金計画

- ① 再掲となりますが、プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な

な額を計上してください。プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。

- ② 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。
- ③ 選定されたプログラムが、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、人材育成連携拠点形成費等補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本プログラムの取組として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

(4) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、プログラムにおける取組を、養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、プログラムによる取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

5. 選定方法等

(1) 審査手順

プログラムの選定のための審査は、文部科学省に設置する「地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援事業推進委員会」（以下「推進委員会」という。）において行います。

審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」にて行います（書面審査の状況に応じて「面接審査」の二段階で行うことがあります）。推進委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となったプログラムを文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定プログラムを決定します。具体的な審査方法等については、『令和5年度「地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援事業」審査要項』を参照してください。

なお、本年度の審査に係る面接審査は6月中旬頃に行う予定です。面接対象となった大学には、推進委員会よりその旨を連絡します。事業責任者等においては、申請書等の内容について責任を持って対応できるようにしておいてくだ

さい。

また、選定結果の通知は6月下旬頃に行う予定です。

(2) 推進委員会による意見

プログラムの選定に当たっては、推進委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

6. プログラムの実施と評価等

(1) 実施体制

- ① プログラムは、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長はプログラム全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。
- ② プログラムの実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

(2) 評価等

- ① プログラムについては、毎年度のフォローアップ活動と推進委員会による事後評価を実施する予定です。
- ② フォローアップ活動の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求めます。
- ③ フォローアップ活動及び中間評価においては、推進委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。5.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、事後評価の対象となります。
- ④ 事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たなプログラムの申請資格や選定審査に影響することがあります。

(3) 成果の発信・普及

プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす

観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表するとともに、大学等のウェブサイトにおいて公表してください。プログラムの中段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

7. 申請書等の提出

(1) 提出方法

『令和5年度大学教育再生戦略推進費「地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援事業」申請書等の作成に当たって』に定められた提出方法に従ってください。

(2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費のプログラムへの参画を制限します。
- ③ 選定されたプログラムについては、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ④ プログラムの計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ウェブサイト (https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を参照してください。
- ⑤ 申請に関する問い合わせ等については、ウェブサイト等を通じて周知します。なお、公募及び審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等（手続き等にかかる質問等は除く）は受け付けることができません。

8. 補助金の交付等

(1) 補助金の交付

- ① 選定されたプログラムにおいて、補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、大学改革推進等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。プログラムにおいて使用できる経費の種類は、原則と

して別添3に示すものとします。

- ② 毎年度、「大学改革推進等補助金交付要綱」（平成17年4月1日文科科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、プログラムの進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、プログラム実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

（2）補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大3年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

- ③ プログラムに選定され補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることがあります。申請時においても、遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認するようにしてください。

④ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなり

ます。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成 26 年 4 月 1 日高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講じることとします。

① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表することとします。

④ 新たに公募するプログラム選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費のプログラムを選定する際に参考として活用することとします。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

プログラム選定後、事業の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、プログラム申請時から外務省海外安全ウェブサイト等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

(2) プログラム情報の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された大学については、プログラムの概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等の際、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。

選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学における地域の医療ニーズに対

応した先進的な薬学教育に係る取組を先導する大学として情報発信に取り組み、地域の最新の医療ニーズを踏まえた高度な薬剤師の養成など積極的に取り組んでいただくこととします。

(3) その他

プログラムの公募は、令和5年度予算の成立を前提としているため、成立しなければ失効することとなります。

10. 問合せ先等

(1) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局医学教育課「地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援事業担当」

電話番号：03-5253-4111（内線 3326）

(2) スケジュール

公募締切 令和5年5月11日（木）15時

面接審査 令和5年6月中旬頃（実施する場合）

選定結果通知 令和5年6月下旬頃

交付内定 令和5年7月頃（予定）

（事業開始）

(別添 1 : 事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進
— 大学教育再生戦略推進費 —

令和 5 年度予算額 (案) 126 億円

■ Society5.0 の実現及びポストコロナ期における高度専門人材の育成	
○ 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～	9 億円
○ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業	5 億円
■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等	
○ 卓越大学院プログラム	43 億円
○ 知識集約型社会を支える人材育成事業	3 億円
○ 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業	2 億円
○ 持続的な産学共同人材育成システム構築事業	1 億円
○ 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業	2 億円
■ 大学教育のグローバル展開力の強化	
○ スーパーグローバル大学創成支援事業	30 億円
○ 大学の世界展開力強化事業	13 億円
— 日-EU 戦略的高等教育連携支援	(1 億円)
— アフリカ諸国との大学間交流形成支援	(1 億円)
— アジア高等教育共同体 (仮称) 形成促進	(3 億円)
— インド太平洋地域等との大学間交流形成支援	(3 億円)
— 米国等との大学間交流形成支援	(5 億円)
■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進	
○ 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン	9 億円
○ 質の高い臨床教育・研究の確保事業	1 億円
○ ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業	6 億円
○ 先進的医療イノベーション人材養成事業	2 億円
— 保健医療分野における AI 研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト	(1 億円)
— 医療データ人材育成拠点形成事業	(1 億円)
○ 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業	1 億円
— 地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援	(0.3 億円)
— 基礎研究医養成活性化プログラム	(0.3 億円)

※補助金事業のみを記載。

(別添2：申請制限対象事業)

- 令和4年度に実施した事後評価の結果により、令和5年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
平成29年度	大学の世界展開力強化事業 (ロシア・インド等との大学交流形成支援)
平成29年度	Society5.0に対応した高度技術人材育成事業 (成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT) enPiT-Pro)
平成29年度	先進的医療イノベーション人材養成事業 (多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)」養成プラン)
平成29年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (基礎研究医養成活性化プログラム)
平成29年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (課題解決型高度医療人材養成プログラム) テーマ：病院経営支援に関する領域
令和元年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (課題解決型高度医療人材養成プログラム) テーマ①：アレルギーに関する領域 テーマ②：外科解剖・手術に関する領域

- 令和4年度に実施した中間評価の結果により、令和5年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和元年度	卓越大学院プログラム
令和2年度	知識集約型社会を支える人材育成事業
令和2年度	大学による地方創生人材教育プログラム構築事業
令和2年度	大学の世界展開力事業 (アフリカ諸国との大学間交流形成支援)
令和2年度	先進的医療イノベーション人材養成事業 (保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト)

(別添3：経費の使途可能範囲)

プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしがって適切に管理してください。

【物品費】

①「設備備品費」

プログラムを遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できません。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本プログラムの遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

②「消耗品費」

プログラムを遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できません。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

①「人件費」

プログラムを遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、プログラムにおいて実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

プログラムを遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、学生のTAへの採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

プログラムを遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

プログラムを遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則としてプログラムで購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限り、委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

②「印刷製本費」

プログラムを遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

プログラムを遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

④「通信運搬費」

プログラムを遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤「光熱水料」

プログラムを遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用でき

ます。なお、プログラムに係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、プログラムを遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費等に使用できます。

また、他の大学の機関、教員等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、プログラムの遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、プログラムの遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、プログラムの根幹をなす業務については使用できません。委託費について、プログラムを遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。